

現職参加促進費の概要について

1. 現職参加促進費の目的

現職参加促進費とは、JICA ボランティア事業の3つの目的（①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②異文化社会における相互理解の深化と共生、③ボランティア経験の社会還元）の一つである「ボランティア経験の社会還元」を果たす上で、所属先を有するJICA 海外協力隊参加者（以下、「協力隊員」）が、現職で参加し、帰国後も引き続き当該所属先等において途上国での経験を活かした貢献をすることを目的に、所属先が雇用を継続するために必要な費用の一部を定額（102,600円）で支給する制度です。

現職参加促進費の支給に際しては、機構と所属先との間で覚書を締結し、所属先が協力隊員の活動状況を把握及び支援することが求められます。

2. 現職参加促進費の支給要件

支給にあたっては、次の要件の全てを満たすことが必要です（詳細は別途覚書にて規定します）。

- (1) 協力隊員が、同人が合格した募集期の募集開始期間の初日の1年前に相当する日以前から、現職参加促進費の支給を申請しようとする所属先に「常勤の従業員」として雇用されていること。
- (2) 協力隊員としての派遣期間中も雇用継続の実態が確認できること。具体的には社会保険に継続加入し、特に被保険者資格取得届及び標準報酬決定通知書を提出できること。
- (3) 協力隊員と所属先との合意に基づき、雇用保険（有給休職の場合）と健康保険の本人負担分を含めた法定福利費の継続負担を行うこと。

3. 現職参加促進費の支給対象期間

協力隊員が機構と合意書を締結し「機構関係者」としての身分を有する、「派遣前訓練期間」、「派遣前準備期間」及び「派遣期間」が対象期間となります。ただし、現職教員特別参加制度にて参加する協力隊員は、事前・事後学習期間を含みます。

4. 現職参加促進費の支給対象外となる隊員

次に該当する協力隊員の所属先は、現職参加促進費の支給対象とはなりません。

- (ア) 国家公務員
- (イ) 自営業者

(ウ) JICA 海外協力隊（民間連携）および民間連携ボランティア（旧称）の適用を受ける大企業の社員

(エ) 派遣期間が 30 日未満の者

(オ) 2018 年春募集以前の募集で合格した長期派遣の協力隊員

(カ) 2018 年度第 4 回短期募集以前に派遣された短期派遣の協力隊員

5. その他

具体的な手続きについては、別途 JICA 海外協力隊ウェブサイトにてご案内します。

以 上